

最高裁判所（第三小法廷） 平成●●年（○○）第●●号 国家賠償請求上告事件

国側当事者・国

平成27年12月8日棄却・確定

（控訴審・東京高等裁判所、平成●●年（○○）第●●号、平成27年6月17日判決、本資料265号－97・順号12680）

（第一審・東京地方裁判所、平成●●年（○○）第●●号、平成27年1月13日判決、本資料265号－1・順号12584）

決 定

上告人 甲

被上告人 国

同代表者法務大臣 岩城 光英

同指定代理人 牧迫 洋行

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成27年12月8日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 大橋 正春

裁判官 岡部 喜代子

裁判官 大谷 剛彦

裁判官 木内 道祥

裁判官 山崎 敏充